

# アジア経済法令ニュース No.15-45

添付法令資料 1：モロッコにおける刑事施設の組織及び機能に関する法律

第 23-98 号 1999 年 8 月 25 日付 1-99-200 号勅令により  
施行（目次）

添付法令資料 2：韓国実用新案法（目次）

添付法令資料 3：ラジオ放送及びテレビ放送に関する 1992 年 12 月 29 日付  
ポーランド法律の単一テキストの公布に関する 2015 年 9 月 11 日付  
国家下院議長の公告 No.1531（目次）

添付法令資料 4：2015 年 10 月 23 日付大統領令によるインド調停仲裁法の改正について

添付法令資料 5：企業の輸出入商品に対する税関手続の実施、並びに税関検査及び  
監察における優遇制度の適用を定めるベトナム財政省の通知（目次）

添付法令資料 6：抵当証券及び抵当銀行に関する 1997 年 8 月 29 日付  
ポーランド法律（目次）

添付法令資料 7：タイ仏暦 2558 年（西暦 2015 年）事業担保法（目次）

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2015 年 11 月 13 日（金）

## 第 1 日本国 主要新法令及び改正法令

- 1 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務省告示第 397 号）  
15.11.09 公布
- 2 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務省告示第 398 号）  
15.11.09 公布
- 3 食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 399 号）  
15.11.09 公布
- 4 食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 400 号）  
15.11.09 公布
- 5 マナス国際空港機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 401 号）  
15.11.09 公布
- 6 キルギス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 402 号）  
15.11.09 公布
- 7 種苗法第 18 条第 1 項の規定に基づき品種登録した件（農林水産省告示第 2481

号)

15.11.10 公布

8 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行期日を定める政令（第 372 号）

15.11.11 公布

9 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（第 373 号）

15.11.11 公布／16.10.01 施行（ただし、一部を除く。）

10 円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 403 号）

15.11.12 公布／15.10.28 発効

11 チュニジアテレビ番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 405 号）

15.11.12 公布／15.10.27 発効

12 パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 406 号）

15.11.12 公布

13 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物の公表を行う件（厚生労働省告示第 437 号）

15.11.12 公布

14 適格消費者団体を公示する件（消費者庁告示第 4 号）

15.11.13 公布

## 第2-1 中国 主要新法令及び改正法令

1 一部の規則及び規範性文書の改正に関する商務部の決定  
（商务部关于修改部分规章和规范性文件的決定）

15.10.28 発布 商務部 商務部令 2015 年第 2 号／同日施行

## 第2-2 中国会計・税務法令

1 人力资源社会保障部、国家税务总局关于印发《税务师职业资格制度暂行规定》和《税务师职业资格考试实施办法》的通知

15.11.02 発布 人的資源及び社会保障部 国家稅務總局 人社部發[2015]90 号／同日施行

## 第2-3 中国金融（Banking, Securities & Insurance）法令

掲載すべき法令は、ありません。

## 第3 ロシア

1 ロシア連邦における外国国家及び外国国家の財産に係る管轄免除に関する  
2015 年 11 月 3 日付ロシア連邦法律 No.297-FZ

#### 16.01.01 施行

- 2 行政的違法行為に関するロシア連邦法典第 4.5 条及び第 23.1 条への変更の導入に関する 2015 年 11 月 3 日付ロシア連邦法律 No.304-FZ
- 3 ロシア連邦市民の申立ての審理手続に関するロシア連邦法律第 13 条への変更の導入に関する 2015 年 11 月 3 日付ロシア連邦法律 No.305-FZ
- 4 国家コントロール（監督）及び地方自治体コントロールを実施する際の法人及び個人事業者の権利の保護に関するロシア連邦法律への変更の導入に関する 2015 年 11 月 3 日付ロシア連邦法律 No.306-FZ

#### 16.01.01 施行

- 5 ロシア連邦における体育及びスポーツに関するロシア連邦法律第 34.3 条への変更の導入に関する 2015 年 11 月 3 日付ロシア連邦法律 No.308-FZ
- 6 2016 年におけるロシア連邦予算に関するロシア連邦法律に関連して個別のロシア連邦法規へ変更を導入することに関する 2015 年 11 月 3 日付ロシア連邦法律 No.301-FZ

#### 公布の日から施行

- 7 個別のロシア連邦法規への変更の導入に関する 2015 年 11 月 3 日付ロシア連邦法律 No.303-FZ

#### 公布の日から施行

- 8 エネルギー資源消費者の支払規律の強化に関連して個別のロシア連邦法規へ変更を導入することに関する 2015 年 11 月 3 日付ロシア連邦法律 No.307-FZ  
一部を除き、公布の日から 30 日の期間経過後に施行
- 9 その余の最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第 4 ベトナム

掲載すべき法令は、ありません。

## 第 5 韓国

- 1 国籍法施行規則一部改正令  
15.11.11 公布 法務部令第 851 号／16.03.01 施行
- 2 薬事法施行規則一部改正令  
15.11.11 公布 保健福祉部令第 363 号／16.01.01 施行（ただし、一部を除く。）
- 3 職業安定法施行令一部改正令（案）立法予告  
15.11.11 公布 雇用労働部公告第 2015-319 号
- 4 国民健康保険法施行規則一部改正令  
15.11.13 公布 保健福祉部令第 364 号／15.11.15 施行（ただし、一部を除く。）
- 5 廃棄物管理法施行規則一部改正令（案）立法予告  
15.11.13 公布 環境省公告第 2015-717 号

## 第 6 台湾

- 1 労働者保険条例施行細則（修正）  
15.11.09 発布 労働部 労働保 2 字第 1040140602 号
- 2 発行者による有価証券募集及び発行処理準則（修正）  
15.11.12 発布 金融監督管理委員会 金管証発字第 1040044352 号
- 3 外国発行者による有価証券募集及び発行処理準則（修正）  
15.11.12 発布 金融監督管理委員会 金管証発字第 1040044352 号
- 4 発行者による海外有価証券募集及び発行処理準則（修正）  
15.11.12 発布 金融監督管理委員会 金管証発字第 1040044352 号

## 第 7 香港特別行政区

掲載すべき法令は、ありません。

## 第 8 シンガポール

- 1 Legal Profession (Law Practice Entities) Rules 2015  
First published in the Government Gazette, Electronic Edition, on 12th November 2015 and shall come into operation on 18th November 2015; No.S699/2015
- 2 Legal Profession (Regulated Individuals) Rules 2015  
First published in the Government Gazette, Electronic Edition, on 12th November 2015 and shall come into operation on 18th November 2015; No.S701/2015

## 第 9 タイ

- 1 民商事法典を修正・補充する仏暦 2558 年（西暦 2015 年）の法律（第 22 次）  
官報（官報の日付：2015 年 11 月 5 日）により公布された日の翌日から施行

## 第 10 インドネシア

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第 11 フィリピン

- 1 DEPARTMENT OF SCIENCE AND TECHNOLOGY  
PHILIPPINE NUCLEAR RESEARCH INSTITUTE ADMINISTRATIVE  
ORDER NO. 02 SERIES OF 2015  
AMENDMENT TO THE PROVISION ON THE RENEWAL OF LICENSE  
AND SPECIFIC CONDITION FOR EXPIRED LICENSE OF THE CODE  
OF PNRI REGULATIONS  
15.7.2 付／官報に公布されてから 15 日後に施行

## 第12 インド

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第13 モンゴル

掲載すべき法令は、ありません。

## 第14 カザフスタン

- 1 公衆審議会に関するカザフスタン共和国法律  
2015年11月2日付 No.383-V ZRK / 2016年1月1日から施行
- 2 公衆審議会問題に係るいくつかのカザフスタン共和国法令への変更及び追加の導入に関するカザフスタン共和国法律  
2015年11月2日付 No.384-V ZRK / 2016年1月1日から施行
- 3 国際的自動車輸送のための良好な条件の設定に関する上海協力機構加盟国政府間の条約の批准に関するカザフスタン共和国法律  
2015年11月2日付 No.385-V ZRK
- 4 麻薬、向精神薬及びその前駆体の検体の引渡手続に係る条約の批准に関するカザフスタン共和国法律  
2015年11月2日付 No.386-V ZRK
- 5 官民連携に関するカザフスタン共和国法律  
2015年10月31日付 No.379-V ZRK / 公布の日から10歴日の経過後に施行
- 6 官民連携問題に係るいくつかのカザフスタン共和国法令への変更及び追加の導入に関するカザフスタン共和国法律  
2015年10月31日付 No.380-V ZRK / 公布の日から10歴日の経過後に施行

## 第15 ウズベキスタン

- 1 「Uzpaxtasanoateksport」ホールディング会社の活動の組織化に係る措置に関するウズベキスタン共和国大統領決定  
2015年10月28日付 No.PP-2422 / 同年11月9日施行
- 2 給排水組織の開発の主方向の実現に係る措置に関するウズベキスタン共和国内閣決定  
2015年10月30日付 No.306 / 同年11月9日施行
- 3 自動車によりウズベキスタン共和国の関税領域を通過する商品及び輸送手段に関する国家関税役務の電子的事前通知の導入に関するウズベキスタン共和国内閣決定  
2015年10月30日付 No.307 / 同年11月9日施行
- 4 電気エネルギー及び天然ガス消費の計量システムの改善に係るウズベキスタン共和国内閣決定

- 2015年11月2日付 No.309／同月9日施行
- 5 いくつかのウズベキスタン共和国政府決定への変更の導入及びそのいくつかの失効の認定に関するウズベキスタン共和国内閣決定（入札の実行の今後の改善に係る措置に関する 2015年9月14日付ウズベキスタン共和国内閣決定 No.264 に関連する決定）
- 2015年11月4日付 No.317／同月9日施行
- 6 トルクメニスタンの自動輸送手段につき徴収される関税率への変更の導入に関するウズベキスタン共和国内閣決定
- 2015年11月6日付 No.318／同月9日施行
- 7 不動産施設への土地台帳の作成規則の承認に関するウズベキスタン共和国土地資源、測地学、地図製作及び国家土地台帳国家委員会の決定
- 2015年10月22日付 No.33 同年11月3日法務省登録 No.2725／同月9日施行
- 8 有価証券発行及び有価証券発行の国家登記規則への変更及び追加の導入に関するウズベキスタン共和国競争促進国家委員会従属有価証券調整及び開発委員会会長官の命令
- 2015年10月5日付 No.2015-17 同年11月6日法務省登録 No.2000-4／同月9日施行
- 9 商業銀行に対するウズベキスタン共和国中央銀行によるリファイナンス・ローンの提供手続に係る規程への変更の導入に関するウズベキスタン共和国中央銀行理事会の決定
- 2015年10月8日付 No.27/2 同年11月6日法務省登録 No.2201-1／同月9日施行
- 10 民営化投資ファンドの純資産の評価手続に関する規程及びそれに対する変更の失効の認定に関する民営化、反独占及び競争促進国家委員会並びに財務省の決定
- 2015年11月2日付民営化、反独占及び競争促進国家委員会 No.01/09-26/24 及び財務省 No.96 同月6日法務省登録 No.703-3／同月9日施行

## 第16 トルコ

- 1 エネルギー及び天然資源省の発電施設承認規則
- 2015年11月6日官報 No.29524／同日施行
- 2 航空輸送事業者の責任に係る方法及び原則に関する内務省の規則
- 2015年11月7日官報 No.29525／同日施行
- 3 交通、海事及び通信省の船舶及び水上輸送手段の製造、改造、修理及び整備規則
- 2015年11月7日官報 No.29525／公布の日から3ヵ月後に施行
- 4 添付の「輸入におけるセーフガード措置の適用に係る決定」の施行に関する内閣決定
- 2015年10月12日付 No.2015/8118 同年11月12日官報 No.29530／公布日に伴う30日に施行

## 第17 ウクライナ

掲載すべき法令は、ありません。

## 第18 ポーランド

- 1 雇用の促進及び労働市場機構に関する 2004 年 4 月 20 日付法律の変更に関する 2015 年 9 月 25 日付法律 No.1814  
公布の日から 14 日の期間経過後に施行
- 2 従業員保養ファンド資産に対する権利付与に関する 2015 年 9 月 11 日付法律 No.1824  
公布の日から 30 日の期間経過後に施行
- 3 商事取引における支払期間に関する 2013 年 3 月 8 日付法律、民法典（1964 年 4 月 23 日付法律）及びいくつかのその他の法律の変更に関する 2015 年 10 月 9 日付法律 No.1830  
15.11.09 公布／一部を除き、16.01.01 施行
- 4 保険及び再保険事業に関する 2015 年 9 月 11 日付法律 No.1844  
15.11.10 公布／一部を除き、16.01.01 施行

## 第19 南アフリカ

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第20 メキシコ

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第21 ミャンマー

掲載すべき法令は、ありません。

## 第22 添付法令資料

- 1 **モロッコにおける刑事施設の組織及び機能に関する法律第 23-98 号 1999 年 8 月 25 日付 1-99-200 号勅令により施行（目次）**
- 2 **韓国实用新案法（目次）**
- 3 **ラジオ放送及びテレビ放送に関する 1992 年 12 月 29 日付ポーランド法律の単一テキストの公布に関する 2015 年 9 月 11 日付国家下院議長の公告 No. 1531（目次）**
- 4 **2015 年 10 月 23 日付大統領令によるインド調停仲裁法の改正について**
- 5 **企業の輸出入商品に対する税関手続の実施、並びに税関検査及び監察における優遇制度の適用を定めるベトナム財政省の通知（目次）**

## 6 抵当証券及び抵当銀行に関する 1997 年 8 月 29 日付ポーランド法律 (目次)

## 7 タイ仏暦 2558 年 (西暦 2015 年) 事業担保法 (目次)

### 【アジア経済法令ニュース編集メンバー】

- 糸賀 了 弁護士 最高顧問パートナー
- 瓜生 健太郎 弁護士 マネージングパートナー
- 
- 設楽 公晴 弁護士：マレーシア・インドネシア・タイ法令担当
- 萩野 敦司 弁護士：韓国・越南・タイ・ミャンマー・ラオス・カンボジア・モンゴル・インドネシア法令担当
- 宍戸 一樹 弁護士：インドネシア・マレーシア・台湾・韓国・ロシア法令担当  
兼ラテン - アメリカデスク主任
- 穴田 功 弁護士 日本国及びニューヨーク州：タイ・香港・シンガポール・インド・南アフリカ法令担当
- 谷本 規 弁護士：香港・越南・フィリピン・インドネシア法令担当
- 金田 繁 弁護士：インドネシア法令担当
- 高信 桃子 弁護士 日本国及びニューヨーク州：韓国法令担当
- 津守 博之 弁護士 日本国及びニューヨーク州：インドネシア法令担当
- 須永 了 弁護士：インドネシア・マレーシア・タイ法令担当
- 蔵元 左近 弁護士 日本国及びニューヨーク州：シンガポール・インドネシア・韓国法令担当
- 広瀬 元康 弁護士 日本国及びフランス国：メキシコ・ブラジル・インド・バングラデシュ法令担当兼ヨーロッパ・アフリカ・中東デスク主任
- 谷添 学 弁護士 日本国及びニューヨーク州：インド・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ・南アフリカ・インドネシア法令担当
- 卜部 晃史 弁護士：インドネシア法令担当
- 鈴木 崇 弁護士：韓国・インドネシア法令担当
- 森 啓太 弁護士：租税・独占禁止・知的財産・シンガポール・韓国・インドネシア法令担当
- 志賀 正帥 弁護士：金融 (Banking, Securities & Insurance) ・台湾・香港・越南法令担当



奥野 剛史 弁護士：インド・パキスタン・スリランカ・インドネシア法令担当  
村瀬 健太 弁護士：モンゴル・韓国・インドネシア法令担当  
野島 未華子 弁護士：インドネシア・フィリピン法令担当  
吉川 景司 弁護士：知的財産・韓国・モンゴル・インドネシア法令担当  
若竹 宏諭 弁護士：シンガポール・韓国法令担当  
川原 蓮 弁護士：韓国法令担当  
塚本 聡 弁護士：インドネシア法令担当  
光本 亘佑 弁護士：独占禁止法担当  
山田 重嗣 公認会計士・税理士：財務・会計・税務法令担当  
穂積 比呂子 税理士：租税法担当  
伏原 宏太 シニアコンサルタント：越南法令担当  
山本 志織 パラリーガル：インド・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ・  
南アフリカ・ブラジル法令担当  
アレクセイ アレクサンドロビッチ ロセフ 外国法研究員（ロシア連邦弁護士）  
：ロシア法令担当  
ジュロフ ロマン 外国法研究員（ロシア連邦弁護士）  
：ロシア・ウクライナ・ベラルーシ法令担当  
ヤラシェフ ノディルベック 外国法研究員  
：ウズベキスタン・カザフスタン・トルコ・ロシア法令担当  
タランティエーノ クリストーフオロ イタリア弁護士会修習生  
：イタリア・EU法令担当  
ダム ティ ハオ ベトナム国弁護士：越南法令担当  
廣川 梓 パラリーガル：韓国・インドネシア・モンゴル・越南法令担当  
周 加萍 外国法研究員（中国律師）：韓国法令担当

#### 関連ベトナム法人

URYU & ITOGA ADVISORY SERVICE VIETNAM CO., LTD

#### 提携先中国律師事務所

北京市堅石律師事務所 律師：柳 錦実：韓国法令担当

上海堅海律師事務所 律師：嚴 海忠：越南法令担当

(追記)

- 1 中国の主要法令の日本語訳文は、アジア経済法令速報（年 24 回発行）を通じて有償にて提供しております。

添付法令資料 1 :

モロッコにおける刑事施設の組織及び機能に関する法律第 23-98 号  
1999 年 8 月 25 日付 1-99-200 号勅令により施行 (目次)

序	(第 1 条)
第 1 章	刑事施設 (第 2 条～第 12 条)
第 2 章	刑事施設に係る裁判所の事務処理 (第 13 条～第 28 条)
第 3 章	刑の執行 (第 29 条～第 49 条)
第 4 章	刑事施設の規律及び安全管理 (第 50 条～第 70 条)
第 5 章	事件処理 (第 71 条～第 73 条)
第 6 章	被拘禁者の外部交通 (第 74 条～第 99 条)
第 7 章	被拘禁者の私物管理及び面会 (第 100 条～第 122 条)
第 8 章	衛生管理 (第 123 条～第 139 条)
第 9 章	最終規定 (第 140 条～第 141 条)

添付法令資料 2 :

韓国実用新案法 (目次)  
2015 年 1 月 28 日法律第 13088 号により一部改正 2015 年 7 月 29 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 3 条)
第 2 章	実用新案登録要件及び実用新案登録出願 (第 4 条ないし第 11 条)
第 3 章	審査 (第 12 条ないし第 15 条)
第 4 章	登録料及び実用新案登録等 (第 16 条ないし第 20 条)
第 5 章	実用新案権 (第 21 条ないし第 28 条)
第 6 章	実用新案権者の保護 (第 29 条及び第 30 条)
第 7 章	審判、再審及び訴訟 (第 31 条ないし第 33 条)
第 8 章	「特許協力条約」に基づく国際出願 (第 34 条ないし第 41 条)
第 9 章	補則 (第 42 条ないし第 44 条)
第 10 章	罰則 (第 45 条ないし第 52 条)
附則	

添付法令資料 3 :

ラジオ放送及びテレビ放送に関する 1992 年 12 月 29 日付  
ポーランド法律の単一テキストの公布に関する 2015 年 9 月 11 日付  
国家下院議長の公告 No.1531 (目次)  
2015 年 10 月 2 日最新の単一テキスト公布

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 ラジオ放送及びテレビ放送国家評議会 (第 5 条ないし第 12 条)
- 第 3 章 ラジオ放送及びテレビ放送プログラム (第 13 条ないし第 20c 条)
- 第 4 章 公的ラジオ放送及びテレビ放送 (第 21 条ないし第 32 条)
- 第 5 章 プログラムの頒布に対するコンセッション (第 33 条ないし第 40b 条)
- 第 6 章 いくつかのテレビ放送プログラムの頒布及びプログラムの送付 (第 41 条  
ないし第 47 条)
- 第 6a 条 請求に基づくオーディオ・ヴィジュアル媒介サービス (第 47a 条ないし第  
47k 条)
- 第 7 章 (削除)
- 第 8 章 法的責任 (第 52 条ないし第 56 条)
- 第 9 章 現行規定における変更、経過規定及び終則 (第 57 条ないし第 71 条)

添付法令資料 4 :

2015 年 10 月 23 日付大統領令によるインド調停仲裁法の改正について

文責 弁護士 奥野剛史

インドにおいては、インド国外における国際仲裁の判断 (以下「国際仲裁判断」という。) に対するインド調停仲裁法 (以下「法」という。) 第 9 条の規定する暫定措置及び法第 34 条が規定する仲裁判断の取消しの適用の有無に関して議論があったが、2015 年 10 月 23 日付の大統領令 (以下「本大統領令」という。) において立法的解決が試みられた。

その結果、インドにおける紛争の解決手段としての国際仲裁の利便性は大きく向上したと言える。

もっとも、安定的にそのような状態が続くかは不透明な状況であり、今後も事態の推移を注視する必要がある。

以下では、国際仲裁判断に関する法第 9 条及び法第 34 条の適用に関する判例の変遷とともに、本大統領令の意義及び課題について概説する。

## 1 2012年9月6日前の状況

**Bhatia International 対 Bulk Trading** 事件(2002年3月13日判決)や **Venture Global Engineering 対 Satyam Computer Services** 事件(2008年1月10日判決)において、仲裁判断の取り消しを定める法第34条は、国際仲裁判断に対しても適用されると判断された。すなわち、インド国内の法律によって国際仲裁判断を取り消すことが可能としたのである。

## 2 2012年9月6日から2015年10月23日前の状況

その後、**Bharat Aluminium 対 Kaiser Aluminium Technical Service** 事件(2012年9月6日判決)において、最高裁判所はそれ以前の立場を変更し、国際仲裁判断について法第34条が定める仲裁判断の取り消しの適用を排除した。

その論法は、インド仲裁調停法の第1章の規定は国際仲裁判断には適用されないというものであったため、やはり第1章に位置する法第9条も国際仲裁判断には適用されなくなるという帰結になった。

しかし、法第9条は仮差止や財産の保全措置を含む暫定措置を定める条文であり、仲裁判断の実効性を確保する上で重要であるため、上記の帰結はインドにおける国際仲裁判断の実効性を大きく損ねる可能性があり、**Bharat Aluminium 対 Kaiser Aluminium Technical Service** 事件判決はその点に課題を残すものと言わざるを得なかった。

## 3 2015年10月23日以降の状況(本大統領令の意義)

2015年10月23日に本大統領令が発布され、発効した。

その主な内容は国際仲裁判断についても法第9条が定める暫定措置を適用するというものであり、**Bharat Aluminium 対 Kaiser Aluminium Technical Service** 事件判決の課題を立法的に解決する意義を有する。

## 4 今後の課題

このように、インドにおいては、**Bharat Aluminium 対 Kaiser Aluminium Technical Service** 事件判決によって国際仲裁判断に対する法第34条の規定の適用が排除され、インド国内法の規定により国際仲裁判断が覆されることがなくなり、また、本大統領令を以て、国際仲裁判断についても法第9条の規定が適用され、暫定措置が認められることとなり、インドにおける紛争解決のために国際仲裁を利用することが非常に容易になったと言える。

もっとも、本大統領令は、飽くまでも国会閉会中の暫定的なものであり、次回の国会で両院の承認を得られない限り、効力を失うこととなる。すなわち、国際仲裁判断については暫定措置が認められない状態に戻る可能性があるのである。

そして、上院と下院において、いわゆるねじれ現象が生じている現状を踏まえると、上記可能性はそれなりにあると考えておいた方が無難である。

インドにおける国際仲裁判断の有用性については、まだ今後の事態の推移から目が離せない状況が続くものと言える。

なお、本大統領令の原文については、弊所ホームページ  
(<http://uryuitoga.com/cms/wp-content/uploads/2015/11/7ffd63bcef4f55aab3d8e13c1a04bcbd.pdf>) を参照されたい。

以上

添付法令資料 5 :

企業の輸出入商品に対する税関手続の実施、並びに税関検査及び監察における優  
遇制度の適用を定めるベトナム財政省の通知 (目次)  
財政省の 2015 年 5 月 12 日付第 72/2015/TT-BTC 号通知 / 15.06.26 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 優遇制度 (第 5 条ないし第 11 条)
- 第 3 章 優遇制度を適用する条件 (第 12 条ないし第 17 条)
- 第 4 章 優遇企業の審査、公認、一時停止、停止の手続 (第 18 条ないし第 22 条)
- 第 5 章 優遇制度の適用の公認、一時停止、停止の権限、並びに関連機関の責任 (第  
23 条及び第 24 条)
- 第 6 章 優遇企業の管理 (第 25 条及び第 26 条)
- 第 7 章 実施の開催 (第 27 条及び第 28 条)

添付法令資料 6 :

抵当証券及び抵当銀行に関する 1997 年 8 月 29 日付ポーランド法律 (目次)  
2015 年 10 月 12 日最新の単一テキスト公布

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 抵当証券 (第 3 条ないし第 8 条)
- 第 3 章 抵当銀行
  - 第 1 節 通則 (第 9 条ないし第 11 条)
  - 第 2 節 抵当銀行の活動 (第 11a 条ないし第 23 条)
  - 第 3 節 抵当証券の発行を保全する債権 (第 24 条ないし第 26 条)
- 第 4 章 抵当銀行に対するコントロール及び監督 (第 27 条ないし第 34 条)
- 第 5 章 抵当銀行の破産 (第 35 条ないし第 36 条)
- 第 5 章 (削除)
- 第 6 章 罰則 (第 37 条)
- 第 7 章 現行規定における変更及び終則 (第 38 条ないし第 42 条)

添付法令資料 7 :

タイ仏暦 2558 年（西暦 2015 年）事業担保法（目次）

官報（官報の日付：2015 年 11 月 5 日）により公布された日から  
240 日が経過した日から施行（ただし、第 3 条、第 4 条、第 15 条、第 54 条ないし  
第 59 条は、官報により公布された日の翌日から施行）

法律の名称、施行日、定義並びに財務大臣及び商業大臣の本法遵守義務並びに省令及び命令発布権等（第 1 条ないし第 4 条）

第 1 章 事業担保契約（第 5 条ないし第 13 条）

第 2 章 登記手続の実施（第 14 条ないし第 21 条）

第 3 章 担保設定者及び担保権者（※注 1）の権利及び義務（第 22 条ないし第 28 条）

第 4 章 担保設定者及び担保権者と第三者との間の権利及び義務（第 29 条ないし第 34 条）

第 5 章 資産である担保の実行（第 35 条ないし第 53 条）

第 6 章 資産としての事業（※注 2）である担保の実行

第 1 節 担保実行者（第 54 条ないし第 60 条）

第 2 節 資産としての事業である担保の実行手続（第 61 条ないし第 74 条）

第 3 節 担保実行者の異議（第 75 条ないし第 79 条）

第 7 章 事業担保契約の中止又は終了（第 80 条及び第 81 条）

第 8 章 罰則（第 82 条ないし第 91 条）

※注 1：「担保設定者」及び「担保権者」の原文の直訳は、それぞれ「担保提供者」及び「担保受領者」である。ただし、本法に基づく担保については、財産の移転を伴わない（第 5 条参照）。

※注 2：タイ語においては、ทรัพย์สิน 及び กิจการ は、いずれも「事業」と訳出可能な語句である。両者の区別を明確化するため、前者については単に「事業」と訳出し、後者については本法第 3 条において「事業において使用する資産」と定義されていることにかんがみ、「資産としての事業」と訳出した。